

アメリカ・インディアンの水利権に関する一考察

藤田 尚則*

先住の民であるアメリカ・インディアンの水利権に関して合衆国最高裁判所が *Winters v. United States* で連邦によって保留された権利として認めたことにより、インディアンの水利権は「ウィンターズ権」と呼ばれ、当該法理をめぐって裁判法理が構築され、学説が形成されてきた。本稿はインディアンの水利権をめぐる連邦政策の歴史、ウィンターズ法理の形成とその意義、その理論的根拠、インディアン部族の水利権の範囲、そして水量の司法的判断に関していかなる判断基準が採用されてきているかについて論述する。

Key Words：アメリカ・インディアン、保留地、水利権、ウィンターズ法理、PIA

序論

小説家マーク・トウェインは“*in the west, whiskey is for drinkin' and water is for fightin'.*”と述べたと言われるが、合衆国西部諸州の差し迫った関心事は現存の水資源の供給を確保することにある。地方政府、農場主、牧場主、住民、企業、地下資源開発業者、そしてインディアン諸部族 (Indian tribes) がこの不足している資源をめぐって競い合い、更に言うべきは人口増加、産業誘致による地下水 (groundwater) の需要拡大、地下資源開発に伴う水資源の利用の増大、更には地球温暖化現象による気候変動といった様々な要因を背景に水不足という事態は改善されるより、悪化の途を辿ってきた。「カリフォルニア州水資源局」(California Department of Water Resources) の2009年報告書によれば、カリフォルニア州の地表水 (surface water) の最も大きな源であるシエラネバダ山脈の積雪状態は過去1世紀の間に

10パーセント減少し、これからの50年の間に約40パーセント減少する可能性がある」と試算され、同水資源局は、事態の変化に合わせて可及的速やかにカリフォルニア州の給水制度を改変し、発展させる必要があると説いている¹⁾。

連邦政府は、連邦法の下で連邦が保留した水利権 (water right) を有するところ、合衆国最高裁判所は、1908年の *Winters v. United States* (以下、*Winters* 判決という。) でインディアン部族の水利権はインディアン保留地 (Indian Reservation) の設立をもって一定の土地が保留されたこと、又は確認されたことにありとし、そして保留地の目的を実行するために十分な水に対する権利がインディアン部族に保留されると判示した²⁾。本判決において合衆国最高裁判所がインディアン部族の水利権を正面から保留された権利——保留権 (reserved right) ——として認めたことにより、当該部族の水利権は「保留水利権」(reserved water right) とし、「ウィンターズ権」(*Winters right*) とも言われ、そして特に「ウィンターズ

* 人間学部

法理」(Winters doctrine)と表現され、用いられてきている。*Winters* 判決の説く法理は、1939年の *United States v. Powers*³⁾、1963年の *Arizona v. California*⁴⁾（以下、*Arizona I* 判決という.）、そして1976年の *Cappaert v. United States*⁵⁾（以下、*Cappaert* 判決という.）において再確認されている。ウィンターズの法理は、*Winters* 判決が下されてから50年以上もの長きにわたって低迷してきた。当該法理は、初期の優先日 (early priority date)——優先日とは、水利権の起源となる日をいう——を有するインディアン部族の水利権が州法に基づく私利用者 (appropriator) の優先権の主張を脅かしたために彼ら先占用者にとっての水利用に大きな不確実性をもたらしたのである。州法と連邦法の両者の下で共通の水資源の利用をめぐる生ずる水利権の範囲と相対的順位を決定するために何らかの方法が必要であるが、かかる方法が存在しない場合、地表流 (surface stream) 及び地下盆水 (groundwater basin) の管轄権 (jurisdiction) 並びに規制を達成することは不可能となる。公的機関によって司法判断されていない保留権は、当該保留権の範囲が不確実であって、州の吏員はそれらの存在しない範囲を認めることを躊躇するが故に強制することが困難となる。西部諸州は、州法の下で生ずる水利権の範囲と優先権を決定する行政上及び司法上の手続を定めているが、歴史的にはインディアンの水利権は、幾つかの理由によりこれら州の制度の一部として司法判断されてこなかった。その理由の第一は、連邦政府 (federal government) 及びインディアンの部族政府 (tribal government) が主権免除 (sovereignty immunity) を根拠に州の手続に参加することを義務づけられなかったことにある。第二の理由は、連邦政府はインディアンの水利権の司法的判断 (adjudication) が問題となった場合、政策問題として合衆国法律集第28編第1345条（原告としての合衆国）に基づいて連邦裁判所の管轄権を主張し、州裁判所の管轄権に反対したこと。そして第三の理由は、州の機関及び裁判所はインディアンの水利権に関する必要的事物管轄権 (subject matter jurisdiction) を欠いていたことにある (Strickland & Wilkinson eds., 1982)。

1952年7月10日合衆国議会は、連邦の主権免除の限定的放棄 (waiver) を認めることによって総合的な流水の司法的判断 (general stream adjudication)——全水系における全ての水利権の範囲と優先を決定するための司法手続——に合衆国を関与させることを州に認める「1953年国務・司法・商務各省及び司法部歳出配分承認法」(the Departments of State, Justice, Commerce, and the Judiciary Appropriation Act) 第二章第208条⁶⁾——一般に「マッカラン修正」(the McCarran Amendment)と呼ばれている——を制定し、一応は水利権の不確実性の問題を取り除いたのである。1976年合衆国最高裁判所は、*Colo. River Water Conservation Dist. v. United States*（以下、*Colo. River Water Conservation Dist.* 判決という.）においてマッカラン修正はインディアン部族の保留水利権の司法的判断について連邦主権 (federal sovereignty) をも放棄したものであるとする判決を下し⁷⁾、1983年には *Arizona v. San Carlos Apache Tribe of Arizona* では、合衆国議会の意図及び効率性の観念を引いて州裁判所がインディアン部族の水利権を司法的判断するための優先法廷 (preferred forum) を構成すると判示している⁸⁾。しかしインディアン部族の水利権の司法的判断に関する管轄権の問題は論争点も多く、かつ複雑な争点を含んできている。

合衆国最高裁判所は、1963年の *Arizona I* 判決で保留地の設立目的がインディアン部族に保留された水利権に基づく水量 (quantity of water) を決定すると判示し、農業目的の保留地について水量の判断基準は保留地上の全ての「実際に灌漑可能な面積」(practically irrigable acreage)（以下、PIAという.）に必要とされる水量によるとしたのである⁹⁾。しかし同裁判所は、PIAによって何が意味されるかを明確に説明していない。ここにおいてかIPAをめぐる訴訟が提起され、学説も様々な主張がなされることになったのである。

本稿は、インディアンの水利権をめぐる連邦政策の歴史、ウィンターズ法理の形成とその意義、その理論的根拠、インディアン部族の水利権の内容及び範囲、そして水量の司法的判断に関している判断基準を採用すべきかについて論述する

ことを目的とする。

I 連邦政府の水利権政策史概観

1. 合衆国西部諸州の水開発の歴史は、その大半が連邦政府による非インディアン (non-Indian) への補助金支出の歴史から成立している。合衆国議会は、1862 年に西部の未開発の土地 1 区画 160 エーカーを無償で払い下げを定めた「1862 年ホームステッド法」(the Homestead Act of 1962)¹⁰⁾ を制定し、そして 1877 年には西部の乾燥地・半乾燥地の公有地 (public land) を開拓し、経済発展を助長・促進することを目的とした「1877 年砂漠法」(the Desert Land Act of 1877)¹¹⁾ を制定することによって西部の土地を灌漑するための開墾計画について私的個人及び州の開発を促進しようと試みた。同法は、砂漠地 640 エーカーの土地を 1 エーカー当たり 1.25 ドルで 2 年以内に土地改良を意図し、灌漑を行う証拠を提示する合衆国国民に売却することを規定し、砂漠地での水利利用に関しては真正な先占用 (bona fide prior appropriation) に従わなければならないと定めていた (第 1 条)。これらの法律は、入植者が西部へと流入することを促進するために土地の取得を承認するものであったが、1890 年代中ごろまでには連邦のかかる試みは失敗に帰した。その理由は、資金不足と西部の流水域への知識不足にあったと言われる (Liu, 1995)。

1902 年、合衆国議会は、「1902 年土地改良法」(the Reclamation Act of 1902)¹²⁾ を制定し、内務省内に「開拓局」(Bureau of Reclamation) を創設し、西部 16 州の乾燥地の灌漑計画に資金提供するための特別土地改良基金を設立した (第 1 条)。但し同法は、連邦による灌漑計画の開発を規定する一方で、西部諸州が採用している後述する「先占用の法理」(prior appropriation doctrine) による水の配給を認めるものであった (第 8 条) ——西部の利害関係人によるロビー活動の勝利とされる (Liu, 1995) ——。従って同法は、州法が連邦の土地の特許状を取得した者の水利権を統制するものと解釈されたのである。連邦政府は、1960 年代に至るまで水力発電から得た歳入を利用し、数

百のダムを建設し、灌漑計画を実行してきた。

1970 年代まで灌漑者は、連邦の水利計画のために十分な資金及び追加給付を受けてきたが、非インディアンへの灌漑計画への補助金総額は驚異的な額に達しており、1978 年の研究によれば開拓局が灌漑建設に費やした 3,620,000,000 ドルの 3.3 パーセントのみが返済され、1980 年の研究によれば 1 エーカー当たりの補助金は、57 パーセントから 97 パーセントに達したとされる (Liu, 1995)。

2. 20 世紀前半を通じて非インディアンの水利計画は、連邦の補助金の援助で着実に進展したが、他方連邦政府はインディアンの水利権をほとんど助成しなかった。合衆国最高裁判所は、20 世紀初頭にインディアンの水利権を *Winters* 判決で広義に解釈していたが、合衆国議会及び連邦行政府によるウィンターズ法理の解釈によってインディアンの水利権はかえりみられなかったのである。合衆国議会は、インディアンの水利計画の開発を追及せず、内務省インディアン問題局 (Bureau of Indian Affairs) (以下、BIA という。) は、*Winters* 判決を狭義に解釈し、ほとんど「州先占用法」(state prior appropriation law) に従い、後述するところの「有益な利用」(beneficial use) を通してのみインディアンの水利権を確保しようと試みたのである。従って連邦政府は、有益な利用に供するためにインディアンの土地の多量の水を非インディアンの農場主にリースし、1974 年までに非インディアンが全ての灌漑可能なインディアンの土地の 71 パーセントを耕作し、BIA が始めた幾つかのインディアン部族の水利計画は資金不足のため未完成で終わったとされる (Liu, 1995)。

連邦政府がインディアンの水利権を主張し、保護し、そして発展させ得なかった理由の 1 つは、その利益相反にあった。つまり合衆国議会及び内務省並びに司法省は、一方では受託者としての立場からインディアンの利益を促進する責任を負い、他方では土地及び水の利用における国家的利益を促進する責任を負っていたことにある。内務省内の BIA と他の部局との間にしばしば衝突が生じた。インディアン部族は、干拓事業又はその

他の連邦の用途に必要とされる水利権を主張したが、競合する主張が内務省内で解決された場合にもたらされる結果は、ほとんどの案件においてインディアン水利権主張の敗北に終わったのである（Strickland & Wilkinson eds., 1982）。

3. 「州際水利用協定」(interstate water compact) は、インディアン水利権について影響を与えるものではないと規定していた。広範囲に及ぶインディアン保留地を横切る流水を配分する合衆国議会によって承認された協定の例として 1950 年 3 月 21 日に承認されたワイオミング州に源を發しアイダホ州に入るスネーク川に関するアイダホ州とワイオミング州との「スネーク川協定」(Snake River Compact)¹³⁾、1957 年 8 月 30 日法で承認されたオレゴン州及びカリフォルニア州を流れ太平洋に注ぐクラマス川に関するカリフォルニア州とオレゴン州との「クラマス川流域協定」(Klamath River Basin Compact)¹⁴⁾、1966 年 11 月 7 日に承認されたカンザス州、オクラホマ州、アーカンソー州を貫流するアーカンザス川に関するイリノイ州とミズーリ州との「アーカンザス川協定」(Arkansas River Compact)¹⁵⁾を挙げることができる。各協定とも類似の規定を置いているところ、クラマス川流域協定第 10 条第 A 項は「協定のいかなる規定も、以下のように判断されてはならない。」と規定し、第 1 号「灌漑目的でクラマス川流域の水を利用するインディアンの個々人のインディアン、部族、バンド又はコミュニティの現行の権利に対して影響を与えること。」、第 2 号「インディアンの個々人のインディアン、部族、バンド又はコミュニティから連邦の条約、合意又は法律に基づいて付与された権利、特権又は免除を剥奪すること。」、第 3 号「インディアンの個々人のインディアン、部族、バンド又はコミュニティ及び彼らの保留地に対するアメリカ合衆国の義務に影響を与えること。」、第 4 号「1954 年 8 月 13 日法 (68 Stat. 718) [クラマス族管理終結法 (合衆国法律集第 25 編第 564 条以下) を指す] の規定を改正、修正又は廃棄すること。」と定めている。かかる規定がどこまで実効的なものであったかは、手元の資料では判断し得ないところである。

4. 1973 年 6 月に「国家水資源委員会」(National Water Commission) が合衆国議会及び大統領へ提出した報告書『未来の水政策に向けて』第 14 章「インディアン水利権」の中では、「*Winters* 判決について、合衆国最高裁判所がインディアン水利権の重要な側面について再び審理するまでに 50 年以上が経過した [1963 年の *Arizona I* 判決を指す]。この 50 年間を通じて合衆国は、西部への定住を奨励する政策と乾燥地における家族規模農場を設立する政策を推し進めてきた。過去を振り返ってこの政策は、インディアン水利権及びウィンターズ法理に少しばかりの配慮をもって、若しくは全くの配慮なしに実行されたものである。内務省——あらゆるインディアンの権利保護の責任を任された政府機関——の奨励ないし少なくとも協力を得て多くの大規模灌漑計画がインディアン保留地を貫流し、又は横切る水域に建設され、それらは時として当該保留地の上流に、そしてよりしばしば当該保留地の下流に建設された。ほんの数例の例外を除いて、灌漑計画はインディアン部族が当該計画に利用される水に対して昔から有してきた優先権の意味を明らかにすることなく、連邦政府によって計画化され、建設されたのであった。」(National Water Commission, 1973) と報告している。

II 水利法概説——2 つの法理——

インディアン部族乃至個々人のインディアン水利権は、流量配分 (allocation of water) が州の管轄権限にあるとする一般準則の例外を構成するが、インディアンの保留権と州の権限との間の不可避的な相互作用の故にインディアン部族の水に対する権利は、州の水法制度 (water-law system) から離れて理解し得ないところである。合衆国の水法制度を見るに、各州は水を先に有益な利用に供した者に優先権乃至先順位 (priority) を認める「先占用の法理」を採用する西部諸州と河川や湖沼の水に対して当該水域に隣接する土地所有者のみに水の利用を認める「沿岸権の法理」(riparian rights doctrine) を採る東部の諸州、そして 2 つの法理を並存的に採用する州に分類される。

1. 先占用の法理

- (1) 19世紀の間に乾燥地及び半乾燥地である西部に入植してきた白人たちは、流量配分を支配する準則を急速に発展させた。一定の準則が定められなかった場合、稀少な水資源をめぐって終わりのなき闘争が続いたであろうことは容易に想像し得るところである。1840年代及び1850年代初期にかけて鉱山従事者が発展させた先占用の法理は、西部諸州において法典化されている。先占用の法理を採用する州の中でも、アラスカ、アリゾナ、コロラド、アイダホ、モンタナ、ネバダ、ニューメキシコ、ユタ及びワイオミングの各州において流量配分を支配する「コロラド法理」(Colorado doctrine)は、沿岸権を認めず、他方カリフォルニア、カンザス、ネブラスカ、ノースダコタ、オクラホマ、オレゴン、サウスダコタ、テキサス及びワシントンの各州において流量配分を支配する「カリフォルニア法理」(California doctrine)は、沿岸権と先占用権との共生を認めている(Ausness, 1983)。

先占用制度(appropriation system)は、マイニングキャンプ(mining camp)で発展した制度であり、入植者たちが沿岸制度(riparian system)は乾燥地域及び山間地では機能しないことを見出したことによる。発見による鉱業権利地(mining claim)と同様に流水利用権(water claim)は、「使わないとだめになる」(use it or lose it)及び「時間に先んずる者は権利に先んずる」(first in time, first in right)という観念に基づくものである(Helton, 1998)。

合衆国最高裁判所は、先占用の法理について *Colo. River Water Conservation Dist.* 判決において「当該法理の下では、人は水利権を自然資源から利用し、何らかの有効利用にそれを使うことによって取得する。水の継続的有効利用が、当該権利を維持するために要求される。水が不足する時には、確定された権利の優先権(priority of confirmed rights)は最初の用水日(date of initial diversion)に従って決定される。」¹⁶⁾と判示しているところ、先占用の法理は、以下の4つの基本的原理から構成される。すなわち

第一に水源からの最も初期の水の先占用者(最初の優先日(priority date)をもつ者)が、最初に利用したと同一の水源から同一の水量を当該水量が利用できる場合は常に継続的に使用する権利を有し、続く先占用者(後順位者乃至劣後者(junior))は残りの水量のみを利用し得る。各々の後順位者——その優先日に基づく——は、その最初の利用(initial use)に基づいて順次に水利権を取得する。第二に先占用の法理に基づく水利権は、土地に付属する(appurtenant)いかなる権利からも分離して存在する財産権(property right)であって、従って土地と共に移転せず、保留され得る。第三に水量が不足した時には最初の(先順位者乃至優先者(senior)の)利用の日付をもつ者が、後順位者のために水が残っていない場合でさえ彼又は彼女のために水量を利用し得る。第四に先占用権は、長期間行使されない場合には喪失する。

2. 沿岸権の法理

- (1) 沿岸権の法理の下における水利権は、河川又は湖沼に接する土地の所有から生ずる。従って水路に付属している土地(land appurtenant a watercourse)を所有する者のみが水に接近し、これを利用することができ、河岸の土地所有者が水を当該水路に隣接する土地区画でのみ使用することができる。2つの補充的法理が、河岸土地所有者(riparian)が利用若しくは消費し得る水量を制限している。すなわち第一に「自然流量の法理」(natural flow doctrine)(英国ルール(English rule))であり、河岸土地所有者は他者によって妨害され、減水され、又は汚染されることなく彼又は彼女の土地を流れる水の自然流量を使用する権利を有する。自然流量の法理の下で河岸土地所有者は、たとえ家庭用若しくは自然な利用に使うことが水源を枯渇させたとしても、当該利用のために彼又は彼女が欲する全ての水を利用することができるとされる。第二に「合理的利用の法理」(reasonable use doctrine)(アメリカ・ルール(American rule))であり、河岸土地所有者は水源を有益な目的のために当該使用が不合理に正当な水の必要性及

び他の利用者の使用を侵害しない限りにおいて利用することができる」とされる。自然流量の法理の下では全ての河岸土地所有者は、土地の上で及び土地との関連で水を利用するための相関的権利を有し、彼又は彼女の権利が損害を立証する必要なしに侵害されたとする権利主張を維持することができるが、合理的利用の法理の下では河岸土地利用者は現実的損害（actual damages）を立証しなければならない。沿岸権の法理を採用しているほとんどの州が、合理的利用の法理を支持している。

- (2) 合理的利用の法理の下での合理性（reasonableness）の問題は、ケースバイケースで決定される事実問題であって、利用が合理的か否かを裁判所が審理するに際して考慮すべき事項として平均的気象状態、慣習及び従前の利用、提案された利用を維持するための水路の収容能力、利用される水量、利用の社会的重要性、そしてその他の河岸土地所有者の権利及び合理的必要性が挙げられる。他の河岸土地所有者が反対せず、侵害を立証し得ない限りにおいて河岸土地所有者は所与の水路の水全部を利用できることになる。しかしながら合理的利用の法理に基づく水利権は、他の河岸土地所有者が一定の流れの合理的利用を開始することができ、そして彼らの一定の流れの新たな利用に介入する従来の利用に反対し得た場合に無資格となるわけではない（Babcock, 2006）。

Ⅲ ウィンターズ法理

1. ウィンターズ法理の内容

合衆国最高裁判所の *Winters* 判決、*Arizona I* 判決、*Cappaert* 判決、そして *United States v. Adair*¹⁷⁾（以下、*Adair* 判決という。）から導き出されるウィンターズ法理の内容は、以下のように整理することができる。

- (1) インディアン部族の水に対する保留権は、州法によるのではなくして連邦法によって決定され、部族の水利権は保留地を設立した連邦の行為によって黙示的（implicitly）に含意される。そして部族の水利権の実体と内容は、連邦法に

よって決定される（*Cappaert* 判決）。保留権は全てのインディアン保留地におよび、いかなる方法で——条約、合意、連邦法律、行政命令によって——これら保留地が設立されたかに拘らず、インディアン保留地の目的を実行するために黙示的に保留される。従って連邦法律若しくは行政命令によって設立された保留地もまた、インディアン部族との条約若しくは合意に基づいて設立された保留地と全く同一の性格を有する水利権を有することになる（*Arizona I* 判決）。更に言い得ることは、インディアン部族の水利権は、部族の保留地が位置する準州が州に昇格する前後を問わず黙示的に保留されるということである（*Arizona I* 判決）。

- (2) ウィンターズ権は、連邦法によって作り出され、支配される権利である。これに反して先占用の権利（appropriative right）は州法によって作り出され、支配されるが、ウィンターズ権は以下の2点において先占用の法理の下での水利権とは異なる。第一にウィンターズ権は、保留権である。従って部族はその水利権を不使用によって喪失せず、部族が利用する権利が付与される水量は部族の初期の利用によって決定されず、またそれによって限定されるものではない（*Adair* 判決）。反対にウィンターズ権を有する部族は、当該部族の保留地が設置された目的を当該部族が遂行するに必要とされる全ての水を利用する権利が付与される。但し当該水量は、保留地が設置された時点においてより早い優先日をもつ所有者によって利用されてこなかったことを条件とする（*Cappaert* 判決；*Winters* 判決）。合衆国西部における多くの保留地は、非インディアンが当該地域の土地を取得する以前に設立されてきたところ、結果として通例はインディアンの有する水利権がより早い優先日を有してきたと言えるであろう。

ウィンターズ権の優先権乃至先順位は、保留地が設立された日より後ということはない。それはたとえ部族が水を利用するまでに長い年月が経過した場合でも、また部族が当該権利の全てを利用してこなかったとしても変わらないとされる（*Arizona I* 判決）。一定の状況下にお

いては部族の優先日は、部族の保留地が設立された時よりさらに遡り、例えば部族が特定の河川で慣習的に漁業を継続的に営んできており、合衆国が当該部族の漁業権を条約で承認した場合、水利権の優先日は太古の時代ということになる（*Adair* 判決）。水が保留地の設立以前には存在しなかった利用目的のために保留された場合は、優先日は保留地が設立された日となる。このようにみえてくると、幾つかの保留地は、水の新たな利用のための優先日（保留地が設立された日）と、既存の利用のための日（太古の時代）という2つの優先日を有することになる。

先占用の法理は、後順位者がウィンターズ法理に基づいてインディアン部族が利用する権利を有するいかなる水も利用できないことを確実にすることによって彼ら部族を保護することになる。加えてインディアンは、現在及び将来の水利用は最初の水利用に制限されるという準則、そして水利権は不使用によって喪失され得るという準則から免除される。ウィンターズの法理に従えば、インディアンは、以前に多くの水量を利用しなかったとしても、保留地の目的を達成するために必要とされる水をいかなる時でも利用し得るのである。更に言うべきは、インディアン部族は先占用の法理に矛盾しないで、当該部族の水利権を後順位者と共有する義務を負わないということである（*Cappeart* 判決；*Arizona I* 判決）。

- (3) 沿岸権の法理とウィンターズ法理との関係はどうか。既に述べたように沿岸権の法理は、東部諸州が採用しているところ、先占用の法理よりも平等主義的である。と言うのも東部地域においては、地理学的に水は豊富であって、入植者が入ってきた際、彼ら土地所有者は水を確保する制度を構築する必要が無かったのである。沿岸権の法理の下では、水利権は土地と共に移転する（run with the land）とされる。全ての土地所有者は、自らの土地に必要とされる水をいかなる場合にも利用し得るのであって、優先利用は継続的利用の権利を付与せず、水利権は不使用によって消滅させられない。沿岸権の法理が採用されている州に設立されたインディ

アン保留地は、西部におけると同様にウィンターズ権を有している。沿岸権の法理が適用される州のインディアン保留地は、当該保留地の目的を満たすために十分な水に対する権利を有する。インディアン部族のウィンターズ権は、連邦にその根拠を有する水利権であるが故に、州法は当該権利に介入し得ないところである。従って保留地が設立された目的を満たすために必要とされる水は、沿岸権の按分配分（pro rata sharing）又は相互依存的権利（correlative right）の法理に服さない（*Pevar*, 2012）。

インディアン部族は、ウィンターズ権に加えてウィンターズ権によってカバーされない追加目的のために水に対する州法に根拠を有する沿岸権を主張し得る。カリフォルニア州最高裁判所は、*In re Water of Hallett Creek Stream Sys.* で非インディアンの土地との関連において連邦によって保留された土地は、当該保留地の副次的目的（secondary purpose）を満たすために州法に基づく沿岸権を付与されるとする判決を下している¹⁸⁾。当該判決を類推解釈すれば、「主要目的・副次的目的テスト」（primary-secondary purposes test）の妥当性は曖昧だとしても、インディアン部族は州法に基づいて完全なる水利権を付与されると解される（*Newton, et al., eds., 2012*）。

2. インディアン部族の水利権の法的根拠

- (1) インディアンの広範な水利権が認められる根拠は、「アメリカ・インディアン法」解釈の基本原理である「信託責任の法理」（doctrine of trust responsibility）と「部族主権の法理」（doctrine of tribal sovereignty）に求めることができよう（*藤田*, 2013）。
- (2) 1930年代初めから裁判所は、信託義務（fiduciary duty）に類似する判断基準に従ってインディアン部族の土地を連邦政府に責任をもって管理するよう要求するために信託法理を使い始めているところ、信託責任に違反するとして徐々にインディアン部族が訴訟を提起するようになり、彼ら部族は1970年代までには多くの訴訟において連邦政府の受託者（trustee）

としての義務違反を理由に特別の救済乃至金銭賠償を勝ち得るようになってきた（Newton, 1984）。国家水資源委員会は、前出 1973 年 6 月の報告書の中で「合衆国は、その連邦が保留した水利権を売却し、リースし、放棄し、開放し、又は譲渡し得るが、他方でインディアンの水利権に関する合衆国の権限並びに義務は信託の受益者（fiduciary）たるインディアン部族に対するその信託義務によって制約される。」と明確に述べている（National Water Commission, 1973）。信託責任は、合衆国議会及び連邦行政機関の権限を制限すると考えられるところ、フェリックス・S・コーエン（Felix S. Cohen）は、連邦の信託責任は執行機関の行為に厳格な信託基準（fiduciary standard）を課す。信託義務は合衆国に対して拘束力を有するが故に、行為へのこの信託基準はインディアン問題を処理し得る全ての執行機関を支配する。更に何らかの脈絡において合衆国の信託義務は、特別の配慮がインディアンの手続上の権利に連邦の執行機関によって与えられるべきことを要請している。そして連邦の信託責任は、インディアンの財産及び事項を管理する執行機関の裁量権への重要な制約であると論じている（Strickland & Wilkinson eds., 1982）。合衆国最高裁判所は、*Arizona I* 判決でインディアン保留地を設立した場合、合衆国議会は受託者として「インディアンに水を保留することによって彼らを公平に扱うことを意図した。」¹⁹⁾と判示しているが、合衆国コロンビア特別区地方裁判所は *Pyramid Lake Paiute Tribe v. Morton*²⁰⁾ でインディアン保留地に流入する川からの分水を内容とする内務長官の連邦干拓計画を連邦政府のインディアン部族に対する信託責任を侵害するとして無効としている。

- (3) 多くのインディアン部族にとって政治的、経済的、領土的、宗教的及び文化的自治を含む主権こそが、彼らインディアンの社会正義の核心である。彼ら部族は、自治権（power of self-government）と外部者に対して総意を主張する能力を有する政治的共同体であると主張している。そして財産（権）は、政治権力の根源

であり、交渉能力の源であるが故にインディアン部族の主権主張は、土地及びテリトリー（territory）への権利主張に依拠するのである（Liu, 1995）。

1970 年代に入ると連邦政府は、部族の土地がインディアンの自決（self-determination）にとって重要であることを認めだしたが（藤田, 2012）、部族の土地は経済力の源泉であるのみならず、部族の文化並びに精神的及び宗教的実践の軌跡の保存のための源でもある。土地と同様、財産権の一部である水は部族にとって深遠な精神的、文化的意味内実を有している。インディアンの文化における土地及び水の中心的役割は、部族の土地の保有と部族主権の観念を不可変的に連接する（Liu, 1995）。従って裁判所は、インディアン部族の水利権を部族自治及び部族主権の目的に一致して解釈しなければならないと考えられる。

IV 水利権の適用範囲

1. 概説

インディアン部族に保留される水利権は、インディアン保留地に水源を持ち、隣接し、当該保留地の地下を流れ、保留地を通過する全ての水資源である地表水、地下水、そして湖沼及び泉の水に及ぶと解される。水利権は、インディアンの土地に水源を発し、又は当該当地に物理的に位置する水資源に限定されない。インディアン部族の利用する水量を超える複数の水資源が部族にとって利用可能な場合、どの水資源を利用し、どの程度の水量を利用し得るかという問題が考えられる。追加資源が部族の権利を充足するに不必要な場合、当初の保留地の境界内に含まれない水資源の利用は、一定の条件の下に制限され得ると解されている（Newton, et al., eds., 2012）。

2. 保留地外の水利権

- (1) 保留地外（off-reservation）の水資源がインディアン部族にとって唯一の水の補給源である場合、あるいは当初の保留地の土地が新たな保留

地の境界の設定によって従来の水源の利用ができなくなるような方法で削減された場合、水は保留地に近い資源から確保されることになる。既に論及した *Arizona I* 判決で合衆国最高裁判所は、合衆国がコロラド川から 2 マイル離れた場所に位置するココパ族保留地 (Cocopah Reservation) の当該コロラド川の保留水利権を主張したのに対して、これを認めている²¹⁾。

- (2) 合衆国第九巡回区控訴裁判所は、*Adair* 判決でインディアン部族の保留地外の狩猟及び漁業目的の水利権 (hunting and fishing water right) は譲渡されないとしている。本件において連邦政府がクラマス族 (Klamath) から取得した土地は、以前の保留地の約 70 パーセントから構成されており、クラマス国定禁猟区及びウィンマ国有林の大部分の土地が含まれていた。第九巡回区控訴裁判所は、以下のように判示している。すなわち以前の保留地の上に今でもクラマス族によって保有されている最も重要な水利権は、彼らの条約に基づく狩猟権及び漁業権に伴うところの水利権である。連邦政府は、クラマス族の狩猟及び漁業目的の水利権に所有権的利益 (ownership interest) 又は当該水利権の使用を管理する権利を行使できない。これら水利権の默示的根拠となる狩猟権及び漁撈権は、合衆国と当該部族との「1864 年条約」の中で保留されたのである。クラマス族の狩猟し、及び漁業に従事する条約上の権利は譲渡できないのであって、それ故にその後の被譲渡人は狩猟及び漁業を実行するために必要とされる保留された水利権を取得し得ない。インディアン部族が狩猟及び漁業目的の水利権が付属していると言われ得る土地を譲渡したとしても、狩猟及び漁業の権利を保持し、当該権利を支える水を必要とするのは部族及びその構成員であって、第三者ではない。部族が譲渡する土地に狩猟権及び漁業権を保留せずに当該土地を譲渡したものであると解したならば、もはやそこには部族にとって狩猟及び漁業目的の水利権のための根拠が存在しないことになる。かかる理由からして部族の狩猟及び漁業目的の水利権は、実質的に特異なそれであって、使用の譲渡と変更の通例の準

則に従わないものである²²⁾。

3. 地下水

- (1) 一般的にインディアン部族の水利権は、地表水に関して司法的判断がなされ、確定されてきたが、地下水もまたインディアンの水利権の法分野においてその解決が迫られる大きな争点となってきた。その理由は、第一に保留地の地下に存在する帯水層 (aquifer) が保留地の境界線に沿って輪郭づけられないこと、第二に保留地上での汲み上げ (pumping) が保留外の利用者に重大な影響を及ぼすことにある (Shosteck, 2003) と考えられるが、地表水と地下水の水循環 (hydrology) の相互関係の故に、保留地の目的を達成するに必要な程度で地表水と地下水のいずれかがインディアン部族乃至個々人のインディアンにとって有益となる。更に言い得ることは、彼ら部族にとって地表水より地下水のほうがより経済的であり、より容易に利用でき、水質が高いという場合があることである (Newton, et al., eds., 2012)。
- (2) アリゾナ州最高裁判所は、1999 年の *In re the General Adjudication of all Rights to Use Water in the Gila River System and Source* で保留権の法理にとっての重要な問題は、水が地表を流れるのか、若しくは地下を流れるかにあるのではなく、保留地の設立目的を達成するに必要か否かにある。州法を支持する当事者は、たとえ保留権の法理が原理的に見て同等に地表水と地下水に適用され得たとしても、州の水法に敬讓を表して当該法理を地下水に拡大すべきではないと主張する。連邦の権利が争点となる場合、州法を採用することが連邦の目的を挫折させ、若しくは害しないならば、州の裁判所は州法を判決の基礎になる準則 (rule of decision) として採用し得るが、本件はかかる場合に当たらないのであって、合衆国最高裁判所は反対に *United States v. New Mexico* (438 U.S. 696, (1978).) で、保留権の法理を合衆国議会の州水利法への敬讓の例外であると定義していると判示している²³⁾。

その後、例えばモンタナ州最高裁判所は、

2002 年判決の *Confederated Salish & Kootenai Tribes v. Stults* で「ウィンターズ法理の下でインディアン部族にいかなる水利権が保留されるのかを決定する目的のために、地表水と地下水の間に区分は存在しない。」と明確に判示している²⁵⁾。

V 水量（定量化）問題

1. 概説

インディアン部族は、保留地の目的を遂行するために必要とされる水量を利用する権利を付与される。インディアン部族が利用し得る水量が訴訟で争われた場合、水利権の定量化（quantification）の判断基準が問題となる。結論を先取すれば、第一に保留地の設立目的が審理され、第二に当該目的を達成するために必要とされる水量の審理が行なわれることになる。かかる一般的原則が水量化の決定に適用されるが、明確な算定は必然的に保留地ごとに行われる事実認定に基づくことになるであろう（Pevar, 2012）。

2. PIA 基準

(1) 合衆国最高裁判所は、*Arizona I* 判決で初めてインディアン部族の水利権の定量化の問題を審理している。第一にアリゾナ州は、「エクイティー上の配分に関する法理」（doctrine of equitable apportionment）がインディアンとアリゾナ州民との間で水を配分するために適用されるべきだと主張した。しかし判決は、ここにいうエクイティー上の配分に関する裁判法理は諸州間の紛争を解決するための裁判法理であって、インディアン保留地は州ではないとしてこれを拒否し、インディアンの主張は保留地を設立した合衆国法律及び行政命令に支配されるとした。第二に本件訴訟においてアリゾナ州は、水量の定量化はインディアンの「合理的に見て予見可能な必要性」——インディアンの員数——によって測定されるべきだと主張した。しかし判決はかかる主張をも拒否し、農業目的のために設立されたインディアン保留地における部族の水利権は、当該保留地の現在及び将来の需

要を満たすために意図されたものであると認定し、保留地の実際に灌漑可能な面積の全てを灌漑するに十分な水が保留されるべきだと司法的判断した特別補助裁判官の結論——PIA 基準——を支持した²⁵⁾。判決が言うところは、アリゾナ州が保留地で生活するインディアンの員数が将来的に何人に達するか、そして彼らが将来必要とする水の量がどの程度に達するかを判断し得ると主張することは推測の域を出ないところであって、現在および将来の保留地の農業目的に必要とされる水量を測る唯一の実行可能で公平な方法は、PIA 基準に基づく判断方法にあるというにある。

その後合衆国最高裁判所は、1989 年、ワイオミング州中西部に居住するウィンド・リバー族（Wind River Tribe）のビッグ・ホーン川の水利権をめぐる PIA 基準を適用すべきか否かが争点の 1 つとなったワイオミング州最高裁判所判決 *In re All Rights to Use Water in the Big Horn River Sys.*²⁶⁾ に対するサーシオレイライを認めた。そして *Wyoming v. United States* において PIA 基準に基づく水利権の司法的判断を承認している²⁷⁾。

(3) アリゾナ州最高裁判所は、*In re the General Adjudication of All Rights to Use Water in the Gila River System and Source* において「将来の灌漑計画は、PIA 基準型の分析、すなわち灌漑は実際的にも経済的にも実行可能であることの審査〔PIA 基準を適用する際の二段階審査〕に従う。」²⁸⁾と認定しながらも、PIA 基準をインディアン保留地に認められるべき水量の定量化の主要な判断基準として用いることを拒否し、新たに「事実徹底審査」（fact-intensive inquiry）の基準を打ち立てている。以下、判決要旨である。

PIA 基準は、適正原価で継続的な灌漑が可能な面積を考慮要素としているが、このことは第一に土地の耕作適合性及び灌漑の技術的可能性を考慮に入れて作物が当該土地で生育し得ることが立証されなければならないこと、第二に灌漑の経済的可能性が立証されなければならないことの二段階審査を経ることを意味する。かかる審査は、提案される灌漑計画を当該計画に要

する費用と投資収益とを比較するという費用効果分析によって行われることになるが、PIA 基準には以下の問題があると考えられる。第一の問題点は、保留地の地理的場所に基づく部族間での不公平な取り扱いが行われる可能性が PIA 基準には内包されていることである。例えばアリゾナ州の地勢を例に出せば、ある部族は沖積平野に居住し、ある部族は急峻な山岳地域に居住している。この多様性が、PIA 基準では解決し得ないジレンマを生み出している。すなわち PIA 基準は、沖積平野又は水系に隣接する平地に居住する部族には立証の点で有利に働くが、山岳地帯又はその他の農業に適さない辺境地に居住する部族にとって彼らの土地が灌漑可能であることを立証することに不利に働くのである。PIA 基準の第二の問題点は、大規模の農業計画が冒険的で利益がほとんどない事業である場合に、部族に農場主になることを偽って主張することを強いることになる。第三に部族にとっての永久の居住地区は、農業を含み、又は含まない多目的利用のために水を要求するが、PIA 基準は政府及び民間の出資意欲から判断して西部においてはもはや経済的に成り立たない種類の事業のために経済的実行可能性の証明を部族に対して強いることになる。更に PIA 基準は、連邦によって保留された水利権は最小限度の入用に適合させられるべきだという要求を潜在的に妨げるものである。と言うのも PIA は、保留地の全体設計を満たすために何が必要とされるかに焦点を当てるといふより、全ての灌漑可能な土地を含ませることによって適切である以上の水量を与えてしまうのである。従って PIA をインディアンの土地の水利権（水量）を決定するための唯一の判断基準として用いることはできないところである。

ではいかなる判断基準を用いてインディアン保留地の水量を決定すべきか。保留地の目的を達成するために必要な水量の決定は、保留地ごとに行なわれる事実徹底審査基準によるべきであって、かかる判断基準が連邦によって保留された権利が各々の保留地の最小限度の入用に合うよう適合させられ得る唯一の方法である。

事実徹底審査基準による場合、審理されるべき要素として第一に部族の歴史が挙げられる。インディアンの伝統に深く留められた水の利用を必要とする活動に敬意が払われるべきであって、部族はかかる活動を将来にわたって継続するために必要な水利権を認められるべきである。第二に裁判所は、連邦によって保留された権利を定量化する際に部族の文化を考慮に入れなければならない。文化の保存は、当事者であるインディアンのみならず非インディアンにも利することになる。第三に部族の土地の地理、地勢及び地下水の有用性を含む天然資源が考慮されるべきである。PIA 基準の大きな問題点は、この点に関して適応性を認めていないことにある。第四に部族の経済的基盤が、審理されなければならない。物的インフラ、人的資源、テクノロジー、原材料、財源及び資本全てが保留地の経済インフラの審査に関連してくる。第五に部族の現在及び計画的な将来の人口が、水利権の決定において考慮に入れられ得るところである。人口を考慮に入れないで判断することは、水が最も重要なものとして人間の欲求のために日常的に使用されていることを無視することになるであろう。これまで挙げてきた考慮要素は、排他的なものではないのであって、裁判所は部族の水利権の決定に関係すると思料されるその他の情報を考慮する自由裁量が与えられなければならない²⁹⁾。

(4) 連邦政府がインディアン保留地を設立した目的の 1 つは、1887 年に制定された「一般土地割当法」(the General Allotment Act)³⁰⁾ に見られるように、インディアンの文明化を図るため彼らを農業経営者に育て上げることにあった(藤田, 2012)。このことは、連邦政府の対インディアン政策の歴史の教えるところである。連邦政府が農耕社会を形成するためにインディアン保留地を連邦公有地から分離した場合、当該目的を履行するために必要とされる水利権の主要な評価基準は、農業を念頭においた判断基準ということになるであろう。合衆国最高裁判所は、1963 年の *Arizona I* 判決において新たに作り出された部族の農業用の水利権は保留地の

PIAによって評価されるべきだとする特別補助裁判官が作成した準則を採用し、保留地に必要とされる水量を測る「唯一の実行可能で公平な方法」はPIAに基づく判断方法であるとしたのである。合衆国最高裁判所は、1983年の *Arizona v. California*³¹⁾ においてもPIA基準を再評価している。

PIA基準は合衆国最高裁判所も認めているように、州及び部族の立場と異なるものであり、鋭く批判されてきた。州は、しばしばPIAによる水量の司法的判断はインディアン部族が現実必要としていない以上の水を当該部族に提供する「意外な授かり物」でと捉えているが（Rusinek, 1990）、反対に灌漑可能な僅かな土地のみを有する部族には不十分な水量のみが提供され、若しくは全く提供されないという結果を生ずる。また農業を主眼に置いた水量の判断基準に従えば、農業がもはや必ずしも収益率の高い産業とは看做されない今日の状況下において、インディアン部族を19世紀的発想に基づく農耕社会という理念に押し込むことになる。適切な量の水と共に他の資源を保有することが、インディアン保留地の経済的基盤を確固たるものにすると言えるのである。さらにPIA基準の経済的実行可能性分枝は、不正確で巧みに操作されるものとして批判されている（Boomgaarden, 1990）。経済的実行可能性の分析は、部族の提案が経済的に実行可能な場合、部族はPIAの審判を受けるが、部族の提案が経済的に実行不可能な場合にはPIAの審判は受けられないという絶対的なものである。アリゾナ州最高裁判所は、PIA基準について保留地の地理的場所に基づく部族間での不公平な取り扱いが行われる可能性が内包されている等5点わたって当該基準を批判としている。当該裁判所は、PIAにとって代わる基準として保留地ごとに行なわれる事実徹底審査基準によるべきであって、かかる判断基準が連邦によって保留された権利が各々の保留地の最小限度の入用に見合うよう適合させられ得る唯一の方法であるとしているが、保留地の最小限度の水量の入用を判断基準とした場合、PIA基準に基づく水量

より少量の水しか供給されない部族がでてくることになるとの批判が成り立つ（Newton, et al., eds., 2012）。

3. PIA 以外の判断基準

- (1) インディアン保留地は、インディアン部族の居住地区として——経済的自給自足の居住場所として——保留されるところ、当該居住地区の目的のために必要とされる水は、保留地の食料及びその他の経済資源を発展、保存、生産並びに維持するために要求される水量に見合うものでなければならない。これらの目的のための水は、一般的にPIA以外の方法で定量化される。農業用の水が新たな用途である場合はPIAが定量化の基準となるであろうが、農業が昔からの部族の活動であって、インディアン保留地が農業活動の継続の確保をその目的の一部として設立された場合は、PIA基準によるのではなく「過去の利用」（past use）によって判断されることになるであろう。
- (2) 保留地が設立された際に条約等の中で連邦政府によって明確に承認されてきた部族の昔からの活動に、狩猟、漁業、そして採集活動がある。インディアン保留地の設立の目的の1つがこれらの部族の活動の継続と保護にある場合、部族に認められるべき水量は、魚類やその他の資源の維持に必要とされる水量となるであろう（Goodman, 2000）。

まとめに代えて

インディアン水利権に関して、連邦、州及び部族の規制権限の問題、そして水利権の司法的判断に関する連邦と州との管轄権の問題（マッカラ修正の解釈とその適用）が課題として残されているが、紙幅の関係で別稿に譲る。

注

- 1) Pevar, S. L. (4th ed., 2012). *The Rights of Indians and Tribes*. England: Oxford University Press. 206.
- 2) 207 U.S. 564, 576-77 (1908).
- 3) 305 U.S. 527 (1939).

- 4) 373 U.S. 546 (1963), *decree entered*, 376 U.S. 340 (1964).
- 5) 426 U.S. 128 (1976).
- 6) Act of July 10, 1952, ch 651, Title II, § 208(a) - (c), 66 Stat. 560.) (codified at 43 U.S.C. § 666 (2015)).
- 7) 424 U.S. 800, 809-13 (1976).
- 8) 424 U.S. 800, 809-13 (1976).
- 9) 373 U.S. 546, 600-01 (1963).
- 10) Act of May 20, 1862, ch. 75, § 2, 12 Stat. 392.
- 11) Act of Mar. 3, 1877, ch. 107, 19 Stat. 377.
- 12) Act of June 17, 1902, ch. 1093, 32 Stat. 388.
- 13) Act of Mar. 21, 1950, ch. 73, art. 14, 64 Stat. 29, 34.
- 14) Act of Aug. 30, 1957, Pub.L. No. 85-222, art. 10, 71 Stat. 497, 505.
- 15) Act of Nov. 7, 1966, Pub.L. No. 89-789, art. 13, 80 Stat. 1405, 1414.
- 16) 424 U.S. 800, 805 (1976).
- 17) 426 U.S. 128 (1976).
- 18) 749 P.2d 324, 327-30 (Cal. 1988).
- 19) 373 U.S. 546, 600 (1963).
- 20) 354 F. Supp. 252 (D.D.C. 1972), *rev'd on other grounds*, 499 F.2d 1095 (D.C. Cir. 1974), *cert. denied*, 420 U.S. 962 (1976).
- 21) 373 U.S. 546, 595 n.97 (1963).
- 22) 723 F.2d 1394, 1418 (9th Cir. 1983), *cert. denied*, 467 U.S. 1252 (1984).
- 23) 989 P.2d 739, 747 (Ariz. 1999).
- 24) 59 P.3d 1093, 1098 (Mont. 2002).
- 25) 373 U.S. 546, 587-601 (1963).
- 26) 753 P.2d 76 (Wyo. 1988).
- 27) 492 U.S. 406 (1989).
- 28) 35 P.3d 68, 80 (Ariz. 2001).
- 29) *Id.* at 77-81.
- 30) Act of Feb. 8, 1887, ch. 119, 24 Stat. 388.
- 31) 460 U.S. 605, 617 (1983).

引用文献

- Ausness, R. (1983). Water Rights Legislation in the East: A Program for Reform, *William & Mary Law Review*, **24**, 548 n.4.
- Babcock, H. M. (2006). Reserved Indian Water Rights in Riparian Jurisdictions: Water Everywhere, Perhaps Some Drops for Us, *Cornell Law Review*, **91**, 1213-

1216.

- Boomgaarden, L. J. (1990). Note, Water Law—Quantification of Federal Reserved Indian Water Rights—“Practically Irrigable Acreage” Under Fire: The Search for a Better Legal Standard, *Land & Water Law Review*, **25**, 430, 472.
- 藤田尚則 (2012). アメリカ・インディアン法研究 (I) インディアン政策史 東京: 北樹出版 350 頁以下.
- 藤田尚則 (2013). アメリカ・インディアン法研究 (II) 国内の従属国 東京: 北樹出版 243 頁以下, 589 頁以下.
- Goodman, E. J. (2000). Indian Tribal Sovereignty and Water Resources: Watersheds, Ecosystems and Tribal Co-Management, *Journal of Land Resources & Environmental Law*, **20**, 211-213.
- Helton, T. (1998). Comment, Indian Reserved Water Rights in the Dual-System State of Oklahoma, *Tulsa Law Journal*, **33**, 979.
- Liu, S. F. (1995). Comment, American Indian Reserved Water Rights: The Federal Obligation to Protect Tribal Water Resources and Tribal Autonomy, *Environmental Law*, **25**, 425, 429, 435 n.59, 436, 446, 449.
- National Water Commission (1973). Water Policies for the Future, 477, <http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/CZIC-hd1694-a57-1973/html/CZIC-hd1694-a57-1973.htm> (2015 年 8 月 15 日閲覧).
- Newton, N. J. (1984). Federal Power Over Indians: Its Sources, Scope, and Limitations, *University of Pennsylvania Law Review*, **132**, 232.
- Newton, N. J. (et. al. Eds.) (2012). *Cohen's Handbook of Federal Indian Law*, New Jersey: LexisNexis. 1206, 1213, 1214, 1223.
- Pevar, S. L. (4th ed., 2012). *The Rights of Indians and Tribes*. New York: Oxford University Press. 209, 210.
- Rusinek, W. (1990). Note, A Preview of Coming Attractions?: Wyoming v. United States and the Reserved Rights Doctrine, *Ecology Law Quarterly*, **17**, 395.
- Shosteck, D. (2003). Beyond Reserved Rights: Tribal Control over Groundwater Resources in a Gold Winters Climate, *Columbia Journal of Environmental Law*, **20**, 352.

アメリカ・インディアンの水利権に関する一考察（藤田尚則）

Strickland, R. & Wikinson, C. (Eds. 1882).
Cohen's Handbook of Federal Indian Law, Virginia:
The Michie Company, 225-26, 597, 599-60.

（2015.9.24 受稿, 2015.10.30 受理）